

連帯保証承諾書

殿（債権者）

令和 年 月 日

連帯保証人

住所

氏名

(実印)

電話

生年月日

私は、下記の主債務者（以下「乙」という。）が貴殿（債権者・以下「甲」という。）に対し負担する一切の債務について、乙と連帯してその履行を保証することを承諾します。

記

1. 主債務者の表示

氏名:

住所:

電話:

2. 主債務の内容

令和 年 月 日付 金銭消費貸借契約 / 貸借契約 / その他

主債務元本: 金

円

弁済期 :

3. 極度額（民法第465条の2・必須）

金

円

本承諾書による連帯保証は、上記極度額を限度とします。

私は以下の事項を承諾します

1. 私は連帯保証人として、催告の抗弁権・検索の抗弁権・分別の利益を有しないこと。
（甲は乙に請求することなく、直ちに私に対し全額を請求できる。）
2. 私の連帯保証債務の範囲は、主債務元本のほか、利息、遅延損害金、損害賠償、その他乙が甲に対して負担する一切の債務に及ぶこと。
3. 乙が期限の利益を喪失したときは、私も同時に期限の利益を喪失すること。
4. 甲が乙に対して有する債権を第三者に譲渡した場合、私の連帯保証は譲受人に対しても有効に存続すること。
5. 本連帯保証契約における私の責任は、第3項に定めた極度額を限度とすること。
6. 私は乙の収入・資産状況、他の借入状況等を甲から説明され、十分理解した上で本承諾書に署名したこと（民法第465条の10による情報提供義務）。
7. 主債務者である乙の信用状況、弁済状況について、甲は私に対し情報を提供する義務を負うこと（民法第458条の2 / 同458条の3）。
8. 本連帯保証契約は、主債務者の死亡、私自身の死亡、私の破産手続開始決定等により元本が確定すること（民法第465条の4）。

添付書類（必須）

- 連帯保証人の印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- 連帯保証人の住民票（発行から3か月以内のもの）
- 連帯保証人の身分証明書のコピー（運転免許証・マイナンバーカード等）
- 連帯保証人の収入証明（源泉徴収票・確定申告書等）
- 主債務契約書（金銭消費貸借契約書・賃貸借契約書等）の写し

署名押印

上記すべての事項を承諾のうえ、本書に署名押印します。

令和 年 月 日

連帯保証人

住所
氏名 (実印)
電話 生年月日

【主債務者（参考）】

住所
氏名 (印)

使い方ガイド

- 1) 本書は、主たる契約（金銭消費貸借契約書・賃貸借契約書等）と一体で使用します。
- 2) 個人が連帯保証人となる場合、極度額の明示が必須（記載がないと無効）。
- 3) 連帯保証人の印鑑は実印を使用し、印鑑証明書を必ず添付してください。
- 4) 事業のための債務（事業性ローン等）の個人保証は、契約締結前1か月以内に公証人による保証意思宣明公正証書が必要です（民法第465条の6）。
- 5) 主債務者の情報を保証人に十分に説明する義務があります（民法第465条の10）。
- 6) 連帯保証人が自然人の場合、家族・親族であっても法的責任は同じ。

関連法令

- ・民法第446条以下（保証債務）
- ・民法第454条（連帯保証）
- ・民法第458条の2・458条の3（債権者の情報提供義務）
- ・民法第465条の2～10（個人根保証契約・改正民法 / 2020年4月施行）
- ・身元保証ニ関スル法律（雇用関係の身元保証）